

平成28年度 大阪北河内地域支援事業助成金 公募要領

1. おおさか地域創造ファンドの目的

おおさか地域創造ファンドは、官民連携により設置した基金の運用益を活用し、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成し、事業化を支援し、地域の活性化を図ろうというものです。

【おおさか地域創造ファンドの概要】

- ・ 基金総額 200 億円
- ・ 事業期間 10 年間
- ・ 事業主体 公益財団法人大阪産業振興機構

2. おおさか地域創造ファンド地域支援事業の実施主体

(1) 大阪北河内地域活性化推進協議会

大阪北河内地域活性化推進協議会(事務局＝北大阪商工会議所)が、おおさか地域創造ファンド大阪北河内地域支援事業の実施主体として、助成対象事業の公募、審査・選定、助成金の交付、事業支援などを行います。

地域活性化推進協議会は、おおさか地域創造ファンド地域支援事業を効果的に推進するため、府内 8 箇所の地域毎に、市町村、商工会・商工会議所等の参画を得て設置した組織です。

【大阪北河内地域活性化推進協議会の概要】

(設置目的)

地域における創業、経営革新を支援するとともに、おおさか地域創造ファンドを活用し、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業を創出し、産業振興をはじめ地域の活性化を図る。

(構成団体等)

枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、日本政策金融公庫守口支店、北大阪商工会議所、守口門真商工会議所、大東商工会議所、四條畷市商工会

(設置日)

平成 19 年 5 月 28 日

(事務局)

北大阪商工会議所

(2) 公益財団法人大阪産業振興機構

おおさか地域創造ファンド事業の実施主体である公益財団法人大阪産業振興機構において、北河内地域活性化推進協議会で審査・選定された事業について、最終審査を行います。

3. 公募事業の内容

(1) 地域支援事業の助成対象事業

おおさか地域創造ファンド地域支援事業の助成対象となる事業は、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活かした新しい事業であり、地域の中小企業に広く波及効果を与えるなど地域活性化に資する次の事業です。

①地場産業の技術・製品を活用した事業

- ・地域資源である地場産業等の鉱工業品の技術を不可欠なものとして用いられる商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・地域資源である地場産業等の鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

②観光文化資源を活用した事業

- ・地域資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

③農林水産資源を活用した事業

- ・地域資源である農林水産物をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

④地域人材を活用した事業

- ・地域資源である人材を活かして行われるプロジェクト

⑤地域の産学官連携による事業

- ・地域の大学、研究機関又は人材との連携による新商品の開発、生産又は需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

⑥その他上記に準ずる事業

(新しい事業とは)

新しい事業にチャレンジする取り組みが助成対象であり、すでに事業化され収入を得ている事業や、機械装置等の購入の占める割合が多いなど設備投資が主たる事業とみなされる事業は助成対象となりません。

(他の助成金等との関係)

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募申請書類にその旨を記載してください。

(外部委託の制限)

助成対象事業は、応募される実施主体が主体となって実施していただく必要がありますので、過半(50%以上)を外部に委託する事業は助成対象となりません。

(2) 大阪北河内地域支援事業の助成対象事業

大阪北河内地域（大阪府枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、大東市、四條畷市の行政区域）において公募する事業は、(1)に記載した事業のうち、「大阪北河内地域活性化プラン」（平成19年7月策定、大阪北河内地域活性化推進協議会）で定めた次の事業とします。

①大阪北河内地域活性化の目標・方向性

ものづくり技術や産学官連携、地域人材による地域活性化と歴史文化・農産物資源を活かした新たな地域産業づくり

北河内地域には、独自技術を有するものづくり産業、先端的技術シーズを有する大学と、新事業進出を企図する中小事業者、さらにそれらを支援する専門サポート集団が存在します。産学官連携や異業種交流、中小事業者間の仲介・連携により新事業創出を加速し、地域活力の一層の強化を図る。あわせて、歴史文化資源を活かした都市型観光事業、農産物資源を活かした地域ブランドの特産品開発を重点的に推し進めます。

②公募事業の内容

今回、公募する事業は、上記の目標・方向性に沿った次の事業といたします。

[公募事業(地域資源を活用した新しい事業イメージ)]

- ア. ものづくり技術や地域の産学官連携による事業（大学、工業高等専門学校等との連携による新製品開発等）
- イ. 地場産業の技術・製品を活用した新製品開発等の事業
- ウ. 歴史観光文化資源を活用したものづくりやまちづくりに関連する新たな事業（歴史文化資源を活かした観光開発等）
- エ. 地域の農産物資源を活用した新たな事業（地産地消への取り組み、エコ農産物、地場新名産品の開発等）
- オ. 地域の資源(人材)活用した新たな中小事業者の応援・育成の事業（企業OB、専門家集団等による支援事業等）
- カ. 上記の組み合わせにより、地域ブランド力の形成を図る事業

[活用が期待される地域資源]

ア. 重点的に支援すべき代表的地域資源

(産業技術資源)・・・ものづくり技術、金網製造技術、産学官連携 等

(歴史観光文化資源)・・・枚方宿、七夕伝説と史跡、里山、鉢かづき姫の寓話、府民の森、神社・仏閣及び周辺地域の自然、歴史的町並等

(農産物資源)・・・生駒山系の湧き水、地酒、そうめん、大葉、いちご、はちみつ、ぶどう、大根、れんこん、有機野菜 等

イ. 担い手としての地域資源

異業種企業グループ、技術力・専門性・独自性の高い中堅・中小企業、第二創業や新事業展開を目指す中小企業等、地域に拠点を置く大学および工業高等専門学校等による大学発ベンチャー、事業協同組合、産業支援のシニアグループ、地元まちづくりNPO、地元の農家、森林・里山保全NPO等

ウ. 支援側としての地域資源

4商工会議所・商工会、7市役所、農業協同組合、観光協会、工業会、商業会、地域の歴史家、特別な技能伝承者、地域支援センター等

エ. 各工業団地の産業集積を利用・再開発の新事業、産業集積地における技術資源の活用、里山保全と農林水産資源や観光文化資源の発掘と活用、産学連携による企業の新製品開発、新たなものづくり企業の発掘、(担い手、支援側としての) 企業OB人材等

4. 公募事業の実施主体(応募できる方)

公募事業の実施主体(応募できる方)は、次のとおりです。

- ① 現在事業を営んでいない方で、大阪北河内地域において創業を予定されている方(大阪北河内地域において新規創業後1年を経過していない中小企業者を含む)
- ② 大阪北河内地域に主たる事業所等を有する中小企業者又は中小企業者のグループ
- ③ 大阪北河内地域において事業を実施する中小企業者以外の次の法人
〔特定非営利活動法人、農事組合法人、国立大学法人・公立大学法人
及び学校法人、社団法人・財団法人、商工会・商工会議所〕
※国立大学の場合は、事前にご相談ください。

(中小企業者とは)

- ・ 「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条に定める中小企業者とします。(別紙のとおり)

(中小企業者のグループとは)

- ・ 「中小企業者のグループ」とは、応募事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、大阪北河内地域に主たる事業所等を有する中小企業者又は商工会議所を代表者にしてください。
- ・ グループ構成員に中小企業者以外の任意団体が参画することは可能ですが、中小企業者の構成比が2分の1以上であることを要件とさせていただきます。

5. 応募資格・要件

応募事業の実施主体のうち、次に掲げるものは応募すること、又は審査を受けることができません。

- ① 公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けるのにふさわしくない次の方は応募することができません。
 - ア. 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - イ. 地方税に係る徴収金を完納していないもの
 - ウ. 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ② 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ア. 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ. 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ. その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6. 助成対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

事業区分	内 容
1. 製品・技術開発	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④原材料費(仕入れとみなされるものを除く) ⑤機械装置、工具器具又は簡易な建築物の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費(汎用性が高く使用目的が特定できないもの、量産のための設備投資とみなされるものを除く) ⑥外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費(初期費用のみ) ⑦知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
2. 販路開拓	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④展示会等の会場整備費、会場借料、出展料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費
3. 人材養成	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③一部を委託する経費 ④研修会等の会場整備費、会場借料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費 ⑥研修費(受講料・原稿料等)
4. その他事業	事業の実施に直接必要な経費で上記に準ずるもの
5. 事務費	①従事者旅費 ②会議費(お茶代)、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費、備品購入費、雑役務費 ③短期的なアルバイト等の賃金・交通費 ④事業実施に必要な事務所・工場等の改装費(建替え、増築を除く)、賃借料、共益費(保証金、敷金、仲介手数料を除く) ⑤法人設立に要する司法書士等手続き代行費用

※対象外経費は次のとおりです。

人件費、借入に伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

※助成対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

7. 助成額・助成率・助成期間

助成額・助成率・助成期間については、次のとおりとします。

助成額(上限)	助成率	助成期間
500万円	2分の1	平成28年10月～平成29年12月

※事業が採択された場合でも、申請いただいた助成金交付希望額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定させていただく場合があります。

※助成率については2分の1で申請していただきますが、特に優れた事業と認められた場合、助成率を3分の2まで引き上げることがあります。詳しくは大阪北河内地域活性化推進協議会事務局までお問い合わせください。

(平成28年度の助成期間)

- ・平成28年度の助成期間(事業実施期間)は、助成金交付決定(平成28年10月3日を予定)から平成29年12月29日です。

(平成28年度の予算額等)

- ・大阪北河内地域の公募事業は、公益財団法人大阪産業振興機構が配分する予算の範囲の中で事業を選定し、助成金交付額を決定いたします。
- ・また、「4.公募事業の実施主体」中、③の中小企業者以外の方への助成金の総額は、当該予算全体の30%未満とさせていただきます。

8. 応募方法

次の提出必要書類を、大阪北河内地域活性化推進協議会事務局(北大阪商工会議所)まで、持参の上、提出してください。

(提出必要書類)

- ① 応募申請書(様式第1号)
 - ② 事業計画書(様式第2号)
 - ③ グループの概要(様式第3号)、代表者選定報告書(様式第4号)
※グループ申請の場合のみ
 - ④ 誓約書
 - ⑤ 補足説明資料(様式自由、A4サイズ)
 - ⑥ 添付書類
 - ア. 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書(3ヶ月以内)、個人の場合は印鑑証明書(3ヶ月以内)
 - イ. 直近2期分の決算関係書類(財務諸表、確定申告書又は納税(課税)証明書)
(決算期が2期に達していない場合は1期分)
 - ウ. 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
- ※ 提出部数は、①～⑥の原本1部とそのコピー1部を提出してください。
- ※ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(公募要領の配布)

公募要領及び応募申請書等の様式については、平成28年5月20日(金)から平成28年7月20日(水)(土曜、日曜、祝祭日は除く、午前9時から午後5時)までの間、北大阪商工会議所において配布しています。また、下記のホームページからもダウンロードできます。

URL : <http://www.kitaosaka-cci.go.jp/aopf/>

(応募受付期間)

平成28年7月11日(月)から平成28年7月20日(水)まで
(土曜、日曜、祝祭日は除く)
(受付時間は午前9時から午後5時まで)

(個別相談会の開催)

本公募事業にかかる説明・ご相談については、随時、地域活性化コーディネーターが受け付けます。

[場所] 北大阪商工会議所 中小企業相談所
(枚方市大垣内町2丁目12番27号)

[電話] 072-843-5154

9. 選考方法

(1) 助成事業選定委員会

選考は、大阪北河内地域活性化推進協議会に設置された外部委員等による「助成事業選定委員会」において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション)により行います。

(2) 審査の手順

①書類審査

応募資格及び申請内容に関する書類審査(一次選考)を実施します。

②面接審査(プレゼンテーション)

書類審査を通過した方について、応募いただいた事業計画について、プレゼンテーションを行っていただき、助成事業選定委員会委員によるヒアリングを行います。

面接審査については、平成 28 年 8 月頃を予定していますが、日時などについては、対象者には別途、お知らせいたします。

(3) 審査基準

審査は、次の基準に基づき総合的に行います。

- ①新規性・・・社会的、地域的に新しい取り組みであるか。
- ②市場性・・・ニーズがあるか、又はニーズを掘り起こすことが可能か。市場自体に魅力があるか。
- ③成長性・・・今後、成長が期待される分野であるか。その中で事業拡大できるか。
- ④革新性・・・競合商品・サービスとの比較において、競争優位性のある特徴を持っているか。
- ⑤実現可能性・・・事業を実施する体制が構築されているか。資金調達力はあるか。
- ⑥地域活性化への波及効果・・・地域の中小企業への波及効果や、地域での新たな雇用の創出、地域イメージの向上など、地域経済に好影響を与えうるか。地域として支援する意義があるか。

(4) おおさか地域創造ファンド事業審査委員会

大阪北河内地域活性化推進協議会で審査・選考された事業について、おおさか地域創造ファンド事業の実施主体である公益財団法人大阪産業振興機構に設置された審査委員会において、最終審査を行った上で、助成対象事業を採択いたします。

(5) 審査結果

審査の結果については、平成 28 年 9 月下旬に書面にて通知いたします。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(6) 公表

採択された事業については、事業主体名、事業名、事業概要等について、公表させていただきます。

(7) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、助成金交付申請書を提出していただき、助成金の交付決定を行います。助成金交付申請にかかる手続き等については、別途、ご案内させていただきます。

助成金は精算払いとなります。助成事業終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、助成金を交付いたします。

なお、今回の公募に係る助成金の助成期間は、交付決定を受けた日（平成28年10月3日（予定））から平成29年12月29日までとなり、助成金の交付は、平成30年2月中旬頃を予定しておりますのでご注意ください。

10. 助成事業者の義務

- ①助成事業の経費の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- ③助成事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ④助成事業完了後又は事業年度終了後、助成金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ⑤助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図っていただかなければなりません。
- ⑥助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件当たり10万円以上）を、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ⑦助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- ⑧助成事業終了後においても、公益財団法人大阪産業振興機構理事長の求めに応じ、各年における助成事業成果の企業化状況等を報告いただきます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第百四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 [独立行政法人中小企業基盤整備機構法](#)（以下「法」という。）[第二条第一項第五号](#)に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 [法第二条第一項第八号](#)の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が[法第二条第一項第一号](#)から[第七号](#)までに規定する中小企業者であるもの